

決済サービス会員規約 新旧対照表
2022年4月1日改定

下線は変更部分

決済サービス会員規約	
現行	改定後
<p>決済サービス会員規約 第1条（総則） 1～3. (記載省略) 4. リアルカードを発行し、<u>第48条</u>に定める本人確認 手続が完了した会員は、現金バリューサービス をご利用いただけます。 5. <u>会員は、リアルカードの発行を希望する場合、本 規約およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社（以下、「CCC」といいます）が定める「T 会員規約」および株式会社 T ポイント・ジャパン （以下「TPJ」といいます）が定める「ポイント サービス利用規約」に同意のうえ申し込みをする 必要があるものとします。</u> 6. プリペイドバリューの利用には、本規約第1章（総 則）から<u>第4章（一般条項）</u>の規定が適用される ものとし、現金バリューの利用には、本規約第1 章（総則）から<u>第6章（資金移動サービス）</u>が適 用されるものとします。</p> <p>第2条（定義） (1)～(2) (記載省略) (3) 「資金移動サービス」とは、当社が提供する、会員 があらかじめ現金バリューにチャージした金額の範囲 内で、加盟店において決済を行うことができ、また会 員からの送金<u>申込</u>に基づき、以下のいずれかのうち当 社が認めた受取方法により、受取人が現金または現金 バリューを受け取ることができるサービスをいいま す。 (4) (記載省略) (5) <u>「Tポイントサービス」とは、CCCおよびTPJが 提供するTポイントならびにTカードで受けられ るサービスの総称をいいます。</u> (6)～(23) (記載省略) (24) <u>「T会員関連規約」とは、T会員規約、ポイントサ ービス利用規約、その他CCCまたはTPJが定め るTポイントサービスに関する規約をいいます。</u> (25)～(27) (記載省略) (新設) (28)～(29) (記載省略)</p> <p>第3条 (記載省略)</p>	<p>決済サービス会員規約 第1条（総則） 1～3. (現行どおり) 4. リアルカードを発行し、<u>第49条</u>に定める本人確認手 続が完了した会員は、現金バリューサービスをご利用 いただけます。 (削除) 5. プリペイドバリューの利用には、本規約第1章（総則） から<u>第5章（一般条項）</u>の規定が適用されるものとし、 現金バリューの利用には、本規約第1章（総則）から <u>第7章（資金移動サービス）</u>が適用されるものとしま す。</p> <p>第2条（定義） (1)～(2) (現行どおり) (3) 「資金移動サービス」とは、当社が提供する、会員が あらかじめ現金バリューにチャージした金額の範囲内で、 加盟店において決済を行うことができ、また会員からの送 金<u>申し込み</u>に基づき、以下のいずれかのうち当社が認めた 受取方法により、受取人が現金または現金バリューを受け 取ることができるサービスをいいます。 (4) (現行どおり) (削除) (5)～(22) (現行どおり) (削除) (23)～(25) (現行どおり) (26) <u>「ソフトバンクポイント」とは、ソフトバンクが発行 する所定のサービスで付与・利用ができるポイントを いいます。</u> (27)～(28) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>第4条（リアルカードの申し込み）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. <u>前項の申し込みにあたり、会員は、T 会員関連規約に同意のうえ、本規約に基づいてリアルカードを発行すると同時に、CCC の「T 会員」となるものとします。</u> <u>「T 会員規約」は以下の Web サイトでご確認ください。</u> <u>https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement/</u> <u>「ポイントサービス利用規約」は以下の Web サイトでご確認ください。</u> <u>https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement-point/</u></p> <p>3. 会員は、リアルカードの発行を希望する場合、<u>当社および CCC に、当社指定の Web サイトおよびアプリで申し込みに必要な氏名、連絡先その他の当社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、会員は、当社が本人確認書類または取引時確認書類として当社が定めた証明書もしくは書類の提出を求めた場合、当該書類等を提出するものとします。</u></p> <p>4~5. (記載省略)</p> <p>6. 当社は、<u>当社および CCC が定める基準を満たしたお客様に対して、当社所定の手続きを経たうえで、カード番号、有効期間その他当社が定める識別番号等を表記したリアルカードを発行いたします。</u></p>	<p>第4条（リアルカードの申し込み）</p> <p>1. (現行どおり) <u>(削除)</u></p> <p>2. 会員は、リアルカードの発行を希望する場合、<u>当社に対し、当社指定の Web サイトおよびアプリで申し込みに必要な氏名、連絡先その他の当社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、会員は、当社が本人確認書類または取引時確認書類として当社が定めた証明書もしくは書類の提出を求めた場合、当該書類等を提出するものとします。</u></p> <p>3~4. (現行どおり)</p> <p>5. 当社は、<u>当社が定める基準を満たしたお客様に対して、当社所定の手続きを経たうえで、カード番号、有効期間その他当社が定める識別番号等を表記したリアルカードを発行いたします。</u></p>
<p>第5条（本サービスの機能）</p> <p>1. 会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用することができます。ただし、現金バリューは、<u>第48条に定める本人確認手続きを完了した会員のみ利用することができます。</u></p> <p>2. (記載省略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5条（本サービスの機能）</p> <p>1. 会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用することができます。ただし、現金バリューは、<u>第49条に定める本人確認手続きを完了した会員のみ利用することができます。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、別途当社及びソフトバンクの指定する条件に該当する会員に対して、ソフトバンクが発行するソフトバンクポイントを付与します。この場合の付与条件等は、当社 Web サイト及び「ソフトバンクポイント提供条件書」等に記載します。</u></p> <p>4. <u>会員がソフトバンク対象契約を解約した場合、解約時に保有していたソフトバンクポイントは、当社及びソフトバンクの指定する条件に該当する場合は、プリペイドバリューとして残高にチャージされます。</u></p>
<p>第6条～第35条 (記載省略) <u>(条数移動)</u></p>	<p>第6条～第35条 (現行どおり)</p> <p>【不正利用等による補償】 第36条 (現行どおり)</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>第 36 条～第 46 条 (記載省略)</p> <p>第 47 条 (リアルカードにおける資金移動サービス利用時の利用停止措置の特則)</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、リアルカードの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置 (以下「リアルカードの利用停止等」といいます。) をとることができるものとします。</p> <p>(1) <u>第 51 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合</u> (2)～(10) (記載省略) 2～3. (記載省略)</p> <p>第 48 条～第 56 条 (記載省略) 1～3. (記載省略)</p> <p>4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、最後に利用可能残高が変動した日から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求められないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>(1)～(2) (記載省略) (3) 第 18 条および第 47 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合 5 (記載省略)</p> <p><u>第 57 条 (不正利用等による補償)</u></p>	<p>第 37 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>第 48 条 (リアルカードにおける資金移動サービス利用時の利用停止措置の特則)</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、リアルカードの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置 (以下「リアルカードの利用停止等」といいます。) をとることができるものとします。</p> <p>(1) <u>第 52 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合</u> (2)～(10) (現行どおり) 2～3. (現行どおり)</p> <p>第 49 条～第 57 条 (現行どおり) 1～3. (現行どおり)</p> <p>4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、最後に利用可能残高が変動した日から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求められないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり) (3) 第 18 条および第 48 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合 5 (現行どおり)</p> <p><u>(削除 (第 36 条へ移転))</u></p>
<p>決済サービスにおける個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供・預託) に関する同意条項</p> <p>第 1 条～第 3 条 (記載省略)</p> <p>第 4 条 (共同利用)</p> <p>1. 会員は、当社およびソフトバンクが、それぞれ会員に対する提供するサービスを運営するために、保護措置を講じたうえで、個人情報を以下の企業 (以下「共同利用会社」という) と共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については上記の両社が共同で責任を負います。</p> <p>(1) (記載省略) (2) (目的) (ア)～(カ) (記載省略)</p>	<p>決済サービスにおける個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供・預託) に関する同意条項</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (共同利用)</p> <p>1. 会員は、当社およびソフトバンクが、それぞれ会員に対する提供するサービスを運営するために、保護措置を講じたうえで、個人情報を以下の企業 (以下「共同利用会社」という) と共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については上記の両社が共同で責任を負います。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (目的) (ア)～(カ) (現行どおり)</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(3) 共同利用する個人情報の保護管理者 (ア) 当社 個人情報保護管理者</p> <p>第 5 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 6 条～第 9 条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(キ) 不正利用調査・分析・顧客対応</u></p> <p>(3) 共同利用する個人情報の保護管理者 当社 個人情報保護管理者 <u>本社住所：〒105-7529</u> <u>東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹</u> <u>芝オフィスタワー</u> <u>代表者名：榛葉 淳</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 6 条 (安全管理措置)</u> <u>当社は、個人情報保護法および 本同意条項に従って、会</u> <u>員の個人情報を適切に取り扱います。</u> <u>また、目的外利用等の不適切な取り扱いを防ぐため、以下</u> <u>の安全管理措置を実施し、会員の個人情報を処理する情報</u> <u>システムの安全を確保します。</u></p> <p>(1) <u>個人データの取扱いに関する責任者を設置する。</u> (2) <u>個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り</u> <u>扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違</u> <u>反している事実又は兆候を把握した場合の責任者へ</u> <u>の報告連絡体制を整備する。</u> (3) <u>個人データの取扱いに関する留意事項について、従業</u> <u>者に定期的な研修を実施する。</u> (4) <u>個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室</u> <u>管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限</u> <u>を有しない者による個人データの閲覧を防止する措</u> <u>置を実施する。</u> (5) <u>アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情</u> <u>報データベース等の範囲を限定する。</u> (6) <u>個人データを取り扱う情報システムを外部からの不</u> <u>正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組</u> <u>みを導入する。</u></p> <p>第 7 条～第 10 条 (現行どおり)</p>

以上